

# 川崎町教育大綱



令和元年8月策定

川崎町

# 1 はじめに

## (1) 川崎町教育大綱策定の背景と趣旨

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、町長が川崎町の実情に応じた、川崎町の教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策の教育大綱を策定することになりました。

この教育大綱は、町長と教育委員会で構成する「川崎町総合教育会議」において協議、調整を尽くして策定するものであります。

川崎町は今、過疎化に伴う人口減少・少子高齢化等がもたらすか  
ずかずの大きな課題に直面しています。

この課題の解決を常に意識し、川崎町民憲章に掲げられている「川崎町を愛と、ふれあいのある明るく住みよい町にする」の実現のため、またより良い教育施策推進のため、ここに川崎町の教育施策の基本目標と基本方針を定めた「川崎町教育大綱」を策定いたしました。

## (2) 川崎町教育大綱の実施期間

令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、川崎町総合教育会議において協議、調整を行い見直していくものとします。

## 2 川崎町教育の基本目標

- (1) 幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を持ち、文化活動やスポーツ活動に積極的に親しむ心身ともに健全な町民を育成する。
- (2) 個人の価値を尊重すると共に、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養い、主体的に社会の形成に参画する町民を育成する。
- (3) 生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与するとともに、自他の人権を尊重し、勤労を重んずる町民を育成する。
- (4) 伝統と文化を尊重し、それを育んできた郷土を愛するとともに、国際感覚豊かな敬愛と協力の精神に満ちた町民を育成する。

### 3 川崎町教育施策の基本方針

川崎町教育の基本目標を達成し、町政の振興や町民のニーズに応えるため、学校、家庭、社会の各分野が連携・協働して次の5つの基本方針のもとで教育施策を推進するものとする。

- (1) 教育基本法、学校教育法や学習指導要領等に基づき、組織的・体系的・継続的な学校教育を推進し、「確かな学力」、「知育・徳育・体育」および「食育」に関する基礎的・基本的事項の意欲的な習得と、自ら規律を重んずる態度を定着させる。
- (2) 子どもの健やかな成長に資する良好な教育環境、及び次世代を担う人材育成のための教育環境の整備を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした幼児教育を含めた学校づくりに努める。
- (3) 子どもの未来を見据えた最良の学校編成を実現させるため、現在の学校編成にとらわれない、これからの学校編成のあり方について調査・研究を行い、真に子どものためになる学校編成を図る。
- (4) 図書館・体育館・総合運動公園等社会教育施設の充実やその活用及び学校施設の積極的な利用を通して、文化活動やスポーツ活動等を推奨し生涯学習の推進を行い、町民の心身の健康と体力づくりに寄与する
- (5) 部落差別・障がい者差別・性差別・いじめなど、さまざまな差別をなくし相手を思いやる心と実践力をもった町民の育成のため、人権尊重の精神を育成するための教育や啓発を充実させる。